

(仮称) 大船渡市東日本大震災追悼施設整備業務 企画提案仕様書

1 業務委託名称

(仮称) 大船渡市東日本大震災追悼施設整備業務

2 業務目的

本業務は、「大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針」に基づき、東日本大震災で亡くられた市民への追悼、震災の記憶の伝承による災害に備える意識啓発、震災を乗り越え復興した想いを伝えるために追悼施設を整備することを目的とするものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和6年2月26日まで

4 業務内容 (別紙1～3参照)

(1) 整備場所

大船渡市大船渡町字茶屋前地内 (みなと公園内：岩手県管理 別紙1参照)

(2) 業務の概要

- ・ 碑又はモニュメント (以下「モニュメント等」という。)、取外し式の犠牲者の芳名板、過去の津波の高さの表示板及び施設案内兼避難誘導標識等のデザイン、設計 (基礎及び基礎設置に必要な調査等を含む。)、製作及び設置工事
- ・ 2次元コード用芳名簿電子データ (Word又はExcel又はPublisher又はPowerPoint形式) の作成、
- ・ 視界確認用のモニュメント等の実物大の簡易な模型等の製作
- ・ モニュメント等設置位置周辺のベンチの移設 (必要に応じて)
- ・ 港湾占用許可標示板の製作、取付け (必要に応じて)

(3) 基本構想

ア 施設の構成は、モニュメント等、取外し式の芳名板、過去の津波の高さの表示板及び施設案内兼避難誘導標識等とする。(別紙2 1P参照)

イ 整備目的を体現する形状とする。

ウ 多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとする。

エ 維持管理に配慮したものとする。

オ 被害状況、追悼や後世へのメッセージ、復興の歩み等を記したものとする。

(4) 構造及び材質

ア 整備場所は強風の場所であり、安全性に配慮し、容易に倒壊、又は損傷することのない構造とすること。

- イ 長年の使用、風雨、温度変化、塩害、紫外線等に耐え得るものとする。
- ウ 既存の構造物等の強度に影響を及ぼさないものとする。
- エ モニュメント等の大きさは、高さ2m、幅1.7m、奥行0.5m（献花機能除き）以内とする。特に高さについては、1.2m以上高さの部分は、可能な限り視界を妨げないデザイン・構造とすること。（別紙2 2P参照）
- 契約する事業者（以下「受託者」という。）との契約後に、受託者は実物大の簡易な模型等を製作し、その模型等により、岩手県、市、受託者立ち合いのもと、視界の遮りを現地確認することとする。市は、必要によりデザイン・構造の修正を受託者に指示することがある。
- オ モニュメント等の位置は、別紙2の1～3Pの1の位置又は2の位置のどちらかを提案すること。（2の位置の場合ベンチの移設が必要な場合がある。）
- 向きは、来訪者が海に向かって祈る事が可能な向きとし（別紙2 2P参照）、1の位置の場合、防潮堤躯体からモニュメント等の高さの距離以上離すこと。
- カ 芳名板への掲示は、氏名の入替、修正の可能性もあることから、個々の氏名は入替え可能なものとする。
- 具体的な氏名、人数は、市が遺族の意向を確認の上、指示するものとする。（現段階では最大約490名の見込み）
- キ 芳名板には犠牲者の氏名の他に、死亡時の満年齢も表示すること。
- ク 芳名板は分割も可能とし、1枚当たりの重量は大人二人で容易に移動可能な重さ（概ね30kg以内）とすること。（別紙2 8、9P参照）
- 大きさ 概ね高さ1m、幅2～3m以内
- 脚部も含めた高さは地面から概ね1.5m以内
- 脚部も含め取り外し可能とすること。
- 設置位置は、A又はBの位置とする。
- 設置位置、取付け、取外しの方法は提案によることとする。
- ※ Bの位置の場合、契約する事業者（以下「受託者」という。）との契約後に、岩手県、市、受託者立ち合いのもと、視界の遮りを現地確認することとする。市は、必要によりデザイン・構造の修正を受託者に指示することがある。
- コ モニュメント等に2次元コードを表示し、スマートフォンで読み取り画面上に芳名簿（Word等形式で作成しPDF変換した電子データ）や、被害状況、復興の歩みの詳細が表示できるようにすること。（芳名簿と被害状況、復興の歩みの2次元コードは別とする。）また、2次元コードは増設可能な構造とすること。
- サ モニュメント等には、震災の津波の高さ（8.6m）、追悼や後世へのメッセージ、被害状況、復興の歩み等を表示すること。
- なお、追悼や後世へのメッセージ、震災の津波の高さ以外の表示は、別紙2の2Pのように説明板等による表示も可能とする。

※ 具体的な表示内容は市と協議すること。

シ 過去の津波の高さの表示板の設置場所はスロープ路とし、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、チリ地震津波の高さについて、各々概ねの海面からの高さの位置に設置する事とすること。なお、防潮堤の高さはT P7.5m。

(別紙2 1、4、5、7 P参照)

それぞれの大きさは、概ね、高さ1m、幅1m以内とすること。

※ 具体的な表示内容は市と協議すること。

ス 施設案内兼避難誘導標識の構造・デザインは別紙3を基本とする。具体的な表示内容は市と協議すること。

セ 遺族等が献花できる機能を備えることとし、強風等により容易に花が散乱しないような構造とすること。なお、追悼式典等の大規模な献花等については想定していない。

ソ モニュメント等の周囲は、既存のレンガ舗装と同様のものとする。

(5) デザイン

ア 遺族や被災者、設置場所を考慮したデザインや色にすること。

イ 整備目的を体現する形状とすること。

ウ 多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとする。

エ モニュメント等の1.2m以上高さの部分は、可能な限り視界を妨げないデザイン・構造とすること。

(6) 整備場所は、岩手県管理の防潮堤側面の盛土上のため、防潮堤や盛土に影響がないよう受託者は設計し、設計内容については、市に確認を受けることとする。また受託者は、市が指示する資料（構造計算書等）を提出すること。

なお、防潮堤や盛土に影響がある場合、市はデザイン・構造の修正を受託者に指示することがある。

5 実施設計図等

(1) 追悼施設の詳細については、市と協議の上決定すること。また、必要に応じて資料を作成し市に提出すること。

(2) 追悼施設の詳細が決定した際及び市が指示した時に、完成イメージパースを作成し市に提出すること。

(3) 追悼施設の実施設設計図は、設置工事着手前に市に提出のうえ、承諾を得ること。

6 業務計画等

本業務の実施に当たり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに、必要な準備を行い、契約締結後に速やかに業務計画書を市に提出し、承諾を得ること。

7 施工他について

- (1) 関係法令等を遵守するとともに、設置工事に関し、必要となる行政機関等各関係機関との協議を行うこと。
- (2) 設置工事の計画・施工に当たって、工程・施工方法・安全対策等について、事前に市と協議の上、十分な対策を講じること。
- (3) 設置工事場所について、原状回復を行うこと。
- (4) 港湾施設占用許可申請（着工前までに許可が必要）は市が行うが、必要な図面等（新築等に係る事業の計画の概要を記載した図面、縮尺5万分の1の位置図、工作物等の新築等に係る土地の実測平面図等）は受託者が用意すること。
- (5) 港湾占用許可標示板の製作、取付けを指示することがある。

8 協議及び打合せ等

- (1) 業務における協議及び打合せ等は、進捗状況及び必要に応じて行うこととする。
- (2) 協議及び打合せに当たっては、市の指示する資料及び情報の提供を行うこと。
- (3) 協議及び打合せを行った際には、その内容を打合せ記録簿に記録し、市に提出し確認を受けること。

9 その他

- (1) 施設の完成（除幕）式典を予定しているため、受託者は、除幕に必要な設備費（幕、ロープ等）について負担すること。なお、詳細については、別途、市と協議し決定することとするが、受託者の独自の提案を妨げないこととする。
- (2) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、市と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。
- (5) 本業務における成果物は全て市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、又は使用してはならない。
- (6) 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、業務上のトラブルなど、緊急時には遅滞なく市に報告すること。
- (8) 本仕様書について、実施効果を高める有効な方策等がある場合、市と協議のうえ、

内容の一部を変更可能とする。

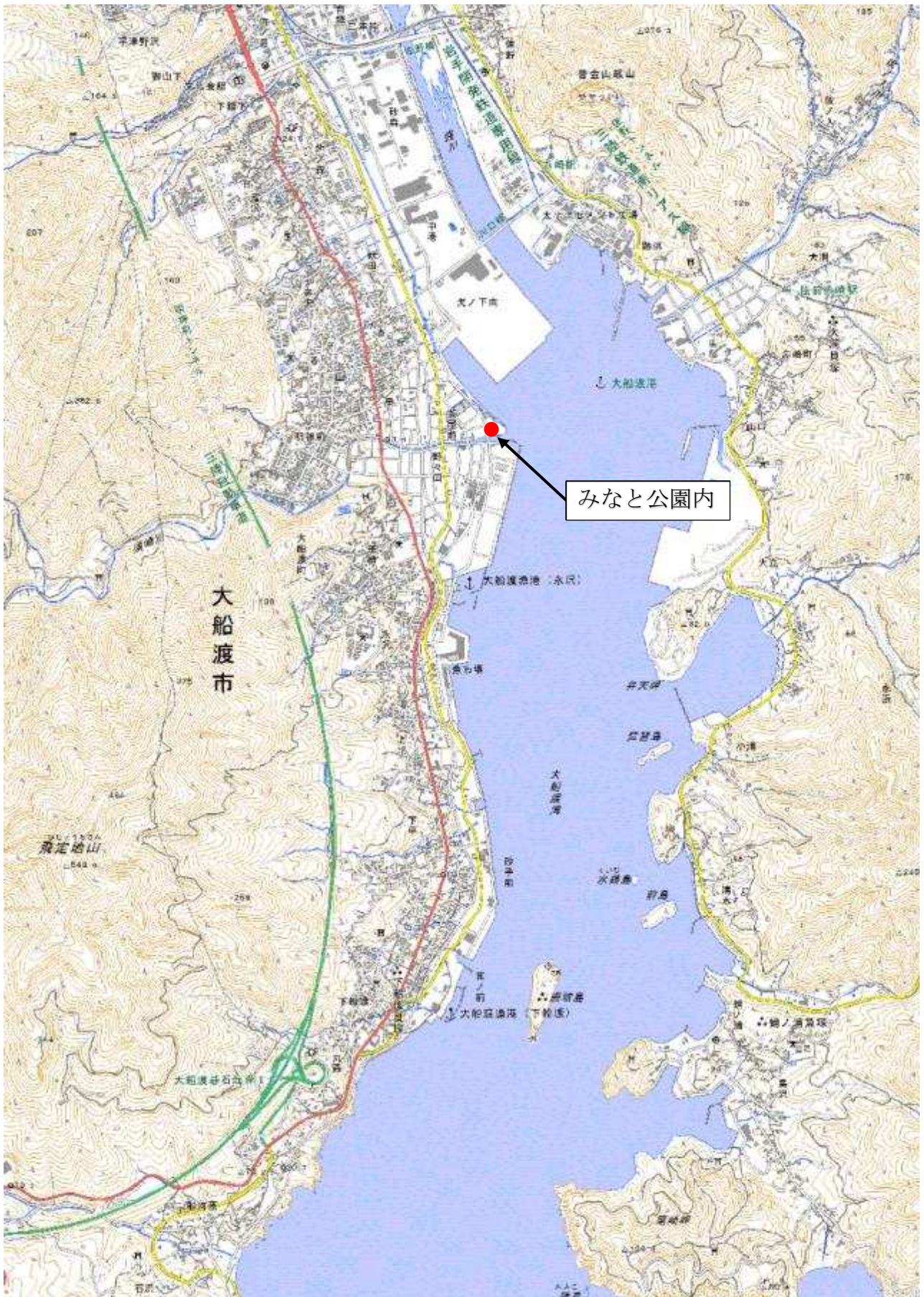
- (9) 受託者は、完了検査に際しては、関係資料を備えておくものとし、受託者の業務担当者は検査に立ち会わなければならない。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。

10 成果品等

受託者は、業務完了に当たり、次に掲げる図書を各2部提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 業務報告書（完成図書）
- (3) 業務施工状況写真
- (4) 業務に要した資料
- (5) 打合せ記録簿
- (6) その他市が必要と求める図書
- (7) (1)から(6)までの市が読み込める電子データを記録した電子媒体

(仮称) 大船渡市東日本大震災追悼施設整備場所位置図



(仮称) 大船渡市東日本大震災追悼施設整備場所における予定位置及び整備イメージ図

○ みなと公園内予定位置の概要

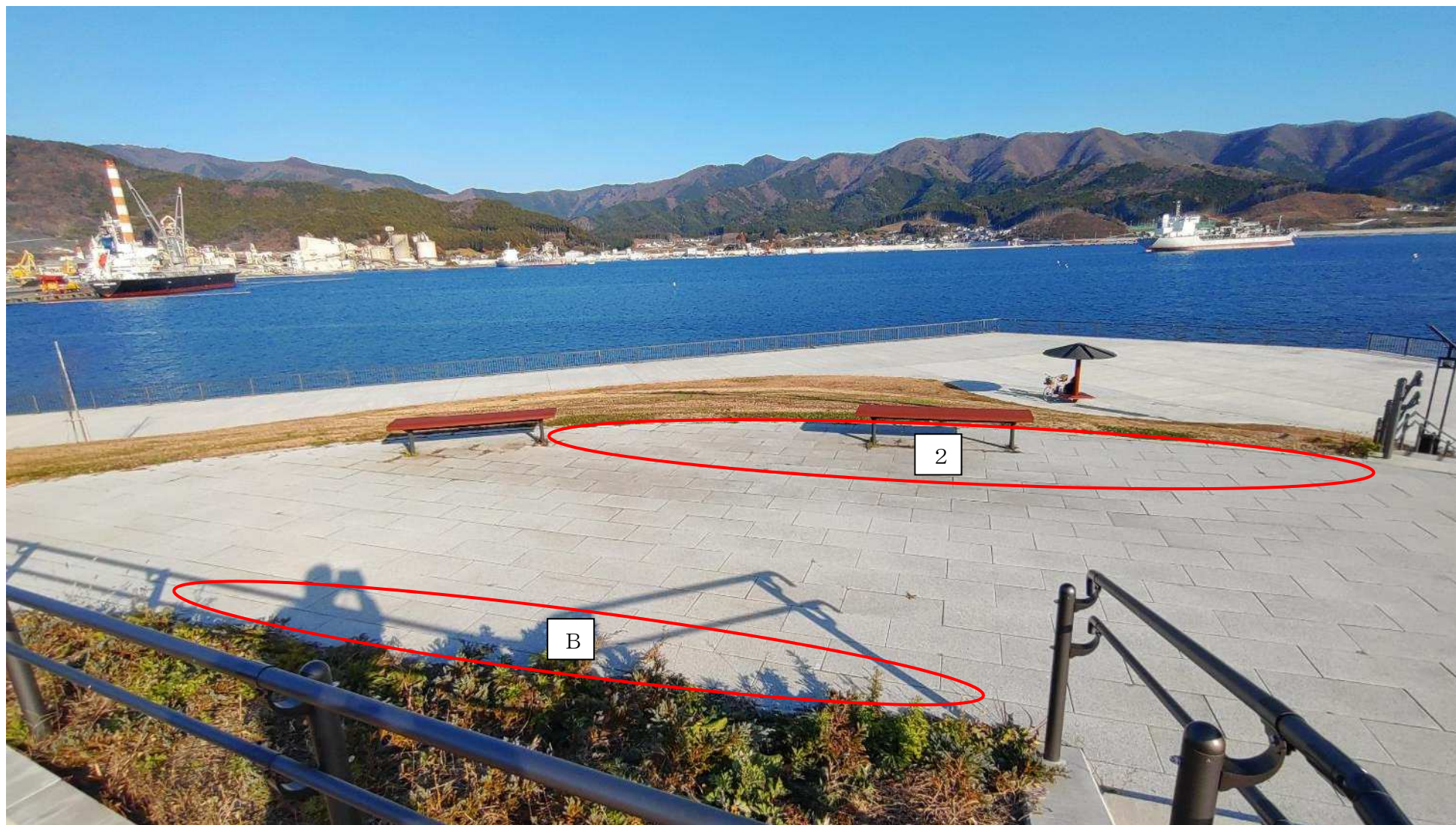


○ 整備イメージ図

・ モニュメント等設置位置 1



- ・ モニュメント等設置位置 2、取外し式芳名板設置位置 B （1 又は 2、A 又は B の位置に設置）



- 施設案内兼避難誘導標識、チリ地震津波高さ表示板、昭和三陸地震津波高さ表示板の概ねの位置



- ・ 昭和三陸地震津波高さ表示板、明治三陸地震津波高さ表示板、取外し式芳名板設置位置 A の概ねの位置



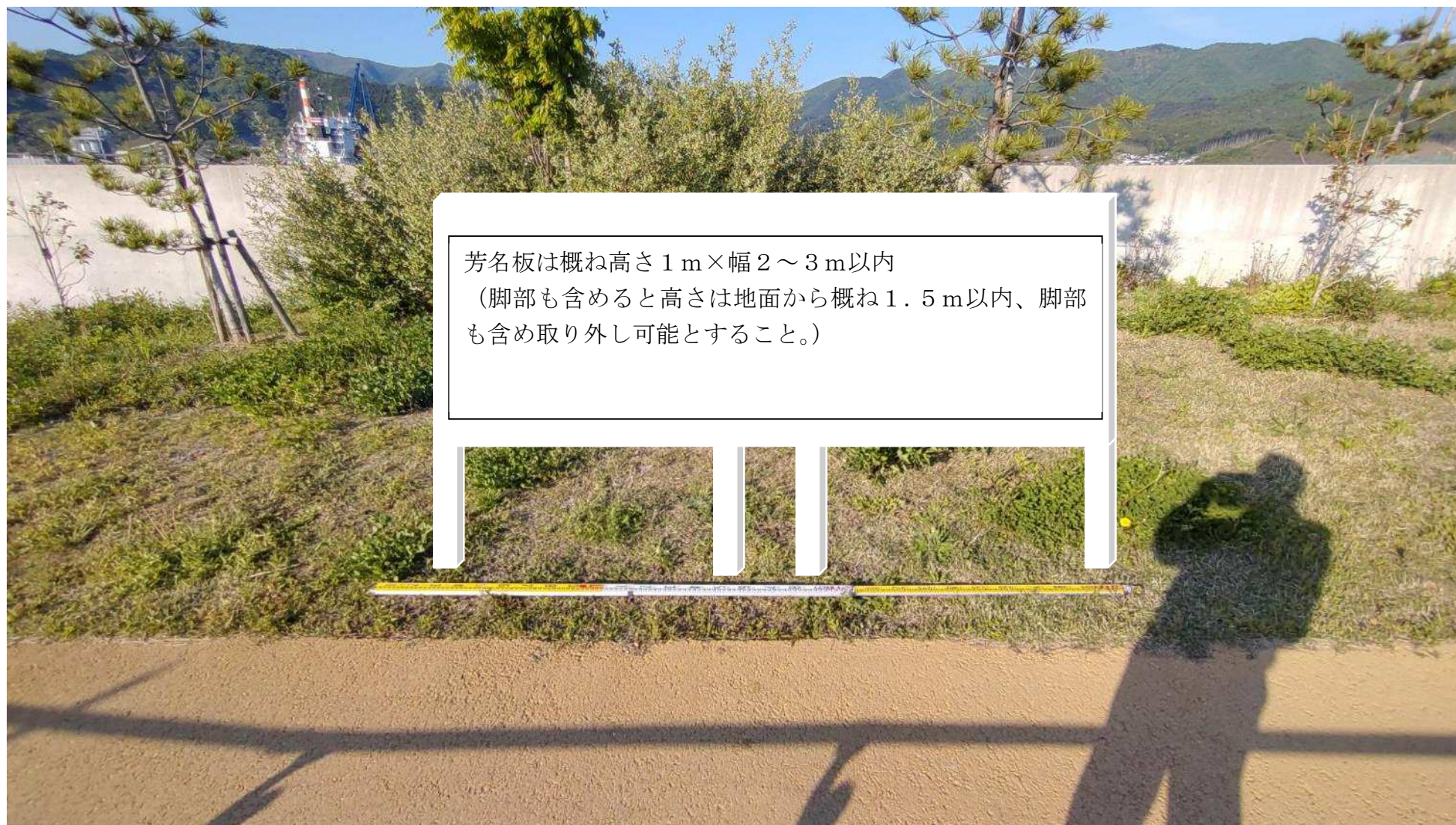
- 施設案内兼避難誘導標識



・ 明治三陸地震津波高さ表示板



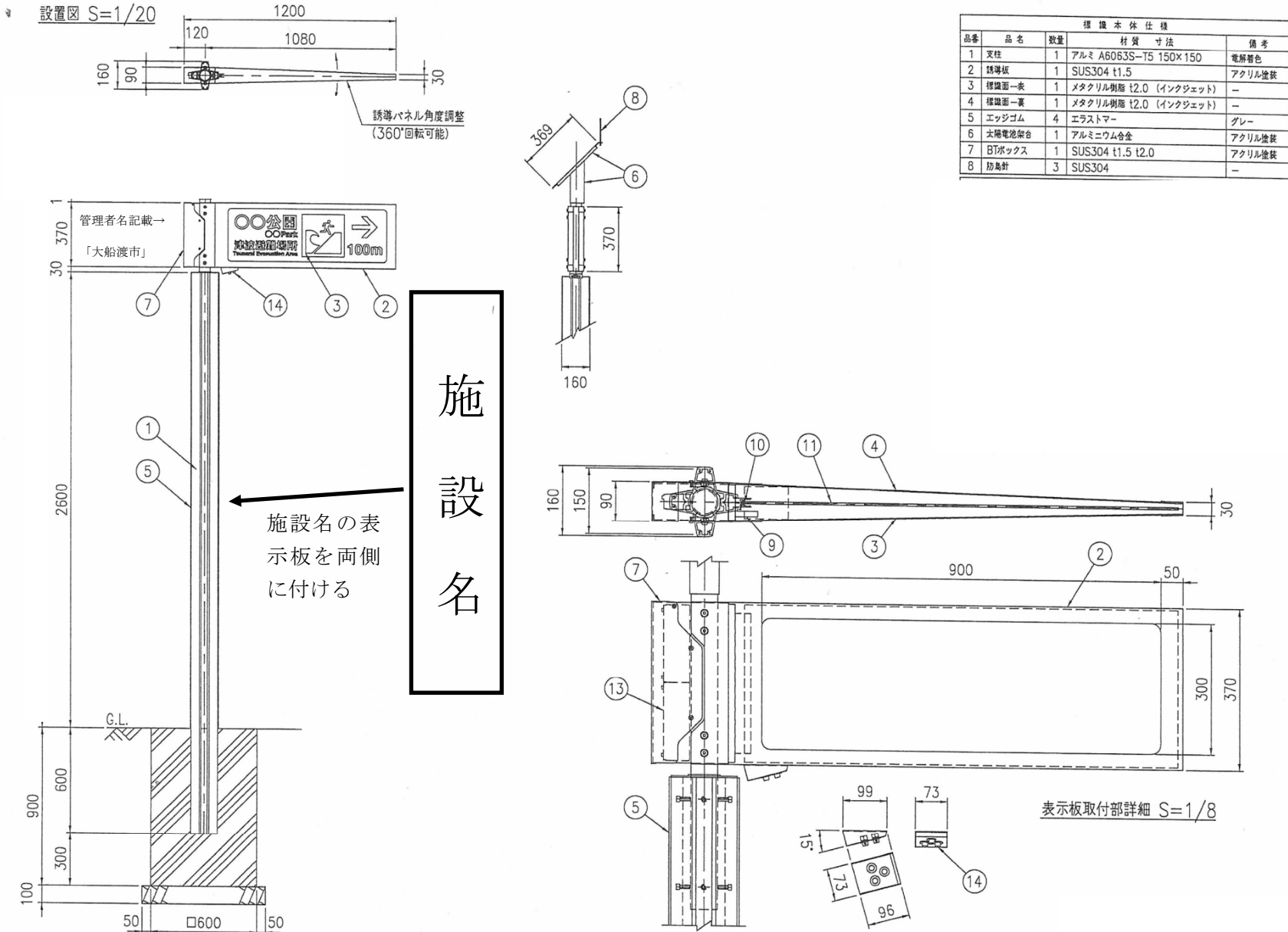
- 取外し式芳名板設置位置 A



- ・ 取外し式芳名板設置位置B



大船渡市東日本大震災追悼施設施設案内兼避難誘導標識基本構造



避難誘導標識部基本デザイン

